

甲府市農業委員会 2 月定例総会議事録

1. 日 時 令和 6 年 2 月 2 9 日（木曜日）午後 2 時 0 0 分から午後 3 時 0 0 分

2. 会 場 甲府市遊亀公民館

3. 出席委員（19 名）

会長・柿嶋 敦 会長職務代理者・山村 忠弘、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 森澤 良直	2 番 落合 洋子	3 番 土屋 三千雄	4 番 宮川 俊一
5 番 輿水 辰次	6 番 芦沢 喜嗣	7 番 小松 芳彦	8 番 越石 和昭
9 番 亀井 智	10 番 關野 登	11 番 佐々木 茂隆	12 番 西名 武洋
13 番 渡邊 元二	14 番 野澤 洋子	15 番 長田 正実	16 番 菊島 建

4. 欠席委員

【農業委員】（0 名）

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 山本 伸二
農地係 係 長 清野 隆彦
係 長 中村 勝
振興係 主 任 平山 あす香

6. 議 案

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更について
議案第 4 号	非農地証明交付申請の承認について
議案第 5 号	令和 6 年 3 月告示分農用地利用集積計画の承認について
議案第 6 号	令和 6 年 3 月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について
議案第 7 号	農用地利用集積等促進計画（案）の作成について

報告案件

報告第 1 号	山梨県農業会議への諮問結果について
報告第 2 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号	農地法第 4 条の規定による届出について（市街化区域届出）

- 報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第5号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和6年2月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中19名のご出席をいただき、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

ただ今から、甲府市農業委員会2月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

最初に、2月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番によると、12番の西名武洋委員と14番の野澤洋子委員の2名をお願いいたします。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、議事の進行を行いたいと思います。

○議長（柿嶋会長）

それでは議案審議を始めます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

農地法第3条につきましては、農地を耕作する目的で農地のまま売買や貸借により、権利を移転するものであります。

今月は、4件でございます。

議案書1ページの1番、地図は1ページの3条NO.1をご覧ください。

この案件は、賃貸借の案件でございます。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は甲府市道、西面は農地及び宅地、北面は道路、南面は宅地となっております。

借り人は、甲府市内で〇〇の〇〇や、〇〇を経営しておりますが、経営規模拡大により、申請地を賃借し、〇〇を行いたいとのことであります。

借り人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、賃借後は〇〇㎡となります。

続きまして、議案書2番、地図は2ページの3条NO.2をご覧ください。

これは、〇〇により所有権を移転する案件であります。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、西面、北面は農地及び山林、南面は道路及び農地となっております。

譲り受け人は、譲り渡し人の〇〇であり、今まで申請地で耕作しておりましたが、今回、〇〇から〇〇により、申請地を取得し、農業経営を行っていききたいとのことであります。

譲り受け人の経営面積は、申請地も含めて〇〇㎡であり、申請地には引き続き、〇〇を栽培していくとのことであります。

続きまして、議案書3番、地図は3ページの3条NO.3をご覧ください。

これは、〇〇により所有権を移転する案件であります。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、西面、南面は農地、北面は道路となっております。

譲り受け人は、申請地南側に隣接する農地で耕作しておりますが、譲り渡し人が、農地の処分を考えていたことから、申請地を取得し、経営規模を拡大したいとのことであります。

譲り受け人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後は〇〇㎡となり、申請地には〇〇を栽培する計画であります。

議案書2ページの4番、地図は4ページの3条NO.4をご覧ください。

これは、〇〇により所有権を移転する案件であります。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は甲府市道、西面、北面は農地、南面は道路となっております。

譲り受け人は、現在、近隣の農地で耕作しておりますが、譲り渡し人が〇〇により農地の処分を考えていたことから、申請地を取得し、経営規模を拡大したいとのことであります。

譲り受け人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後は〇〇㎡となり、申請地には〇〇を栽培する計画であります。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（柿嶋会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 1 号については、決定し、許可書の交付をしまいたします。

つぎに、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

農地法第 5 条につきましては、農地の所有者以外の方が、農地を取得、または借りて、農地を農地以外に転用するものであります。

今月は、所有権移転が 4 件、賃貸借が 2 件の合計 6 件であります。

議案書 3 ページの 1 番、地図は、5 ページの 5 条 NO. 1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、西面、北面は農地及び宅地、南面は〇〇となっており、農地区分は、第 2 種農地と判断いたしました。

借り人は、申請地〇側で、令和〇年〇月に、本農業委員会の農地転用許可を得て、〇〇を経営しておりますが、今回、〇〇に利用するための施設を建設したいということで、申請地を賃借したいとのことであります。

転用後は、〇〇を建設したいとのことであります。

続きまして、議案書 2 番、地図は、6 ページの 5 条 NO. 2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、西面は宅地、南面は農地、北面は甲府市道、となっており、農地区分は、第 2 種農地と判断いたしました。

譲り受け人は、隣接する市で〇〇を〇〇しておりますが、申請地は、立地条件に適しており、需要が見込まれるため、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことであります。

転用後は、〇〇を〇〇予定であります。

なお、雨水、及び下水は、申請地北側の甲府市道に設置してあります、雨水は水路へ、また、下水は公共下水道管へ接続いたします。

続きまして、議案書 3 番、地図は、7 ページの 5 条 NO. 3 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は宅地、西面は道路、南面は農地、〇面はリニア中央新幹線の事業予定地となっており、農地区分は、第1種農地の不許可の例外と判断いたしました。

譲り受け人は、申請地の〇〇の〇〇で〇〇を経営しておりますが、〇〇の〇〇が、リニア中央新幹線の事業用地となり、土地を提供するため、その替地として、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことであります。

転用後は、〇〇を設置したいとのことであります。

続きまして、議案書4ページの4番、地図は、8ページの5条NO.4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は宅地、西面は甲府市道、南面は宅地及び農地、北面は道路、となっており、農地区分は、第3種農地と判断いたしました。

譲り受け人は、市内で〇〇しておりますが、申請地は立地条件に適しており、需要が見込まれるため、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことであります。

転用後は、〇〇を〇〇予定であります。

なお、雨水、及び下水は、申請地西側の甲府市道に設置してあります、雨水は水路へ、また、下水は公共下水道管へ接続いたします。

続きまして、議案書5番、地図は9ページの5条NO.5、NO.6、NO.7をご覧ください。

地図は、向かって左側のNO.5が本案件になります。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、北面は雑種地、西面は国道、南面は宅地及び農地となっており、農地区分は、第2種農地と判断しました。

借り人は、申請地の〇側で〇〇しておりますが、事業拡大により、〇〇の〇〇が〇〇していることから、申請地を賃借し、〇〇に転用したいとのことです。

転用後は〇〇、〇〇、また〇〇予定であります。

続きまして、議案書6番と、5ページの7番は関連案件になります。

地図は今見ていただいております、向かって右側のNO.6、NO.7が本案件になります。

申請地の所在、地目、面積、譲り受け人、譲り渡し人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、南面は事業用地、西面は雑種地、北面は農地及び山林となっており、農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲り受け人は、先ほどの議案書5番の方と同じであり、申請地〇側の〇〇で〇〇しておりますが、事業拡大により、現在の〇〇だけでは不足していることから、〇〇する申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

なお〇〇には、〇〇などを〇〇予定であります。
以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

〈 質問・意見なし 〉

○議長（柿嶋会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

〈 全員挙手 〉

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 2 号については、決定します。この議案のうち、1,000 ㎡以上の案件については、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。

それ以外の案件は 1,000 ㎡未満の案件ですので許可書を交付して参ります。

つぎに、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

議案書 6 ページ、地図は 10 ページ、5 条計画変更をご覧ください。

本案件は、以前、本農業委員会で、農地転用の許可を得ましたが、その時の計画（転用目的）を変更するというものでございます。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきまして議案書記載のとおりでございます。

借り人は、申請地の〇側の〇〇地で、〇〇しており、令和〇年〇月に、本農業委員会において、申請地を〇〇にしたいということで、農地転用の許可を得ましたが、今回、〇〇の外、〇〇や〇〇と、〇〇を設置したいということで、計画変更をしたいとこのことであります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。議案第 3 号についても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願ひいたします。

《 質問・意見なし 》

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 3 号については、決定します。

つぎに、議案第 4 号非農地証明交付申請の承認について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

議案書 7 ページ、地図は 12 ページの非農地証明願、そして、13 ページの現地写真も一緒にご覧ください。

「非農地証明」は、登記上の地目は、「○」や「○」となっている農地が、「自然災害により農地への復元が困難な場合」や、「農地法の施行以前（昭和 27 年以前）に既に住宅となっており、現在も継続して住宅がある場合」などの一定の条件のもと、現状が農地以外の土地となっている場合において、土地所有者からの申請により、その土地は、農地ではないという証明をするものであります。

申請地の所在、地目、面積、所有者につきましては、議案書記載のとおりでございます。

当該農地は、登記地目では「○」となっておりますが、13 ページの写真のように、現地の状況は、住宅と、庭木や庭石が点在している庭となっており、農地ではない状況であります。また、この住宅の建築時期につきましては、甲府市の固定資産税課が所管している「名寄帳」から、120 年前の明治 36 年であるということが確認できております。

こうしたことから、当該土地は、先ほど申しました「農地法の施行以前に既に住宅となっているもので、現在もなお継続して住宅があり、農地ではない状況」であることから、申請地を非農地とするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。議案第 4 号についても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

○議長（柿嶋会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 4 号 非農地証明交付申請の承認について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 4 号については、交付してまいります。

つぎに、報告第 1 号から第 4 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書 8 ページは、先月の総会案件のうち、農地法第 5 条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。2 件でございます。

9 ページから 19 ページまでは、1 月 18 日から 2 月 14 日までに受理しました、相続等の 3 条の届出や、市街化区域における農地法第 4 条、及び 5 条の届出について、掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知等につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から第 4 号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第 5 号、令和 6 年 3 月告示分農用地利用集積計画の承認についてと、関連がありますので、報告第 5 号農用地利用集積計画の解約については一括して審議いたします。

なお、審議に先立ち、議案第 5 号の利用権設定の 13 番の案件は、〇〇委員が関係する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の折にはご退席をお願いいたします。また、審議終了後は、再びご着席をお願いいたします。

それでは議案第 5 号のうち、利用権設定の 13 番を除いた案件及び報告第 5 号について、事務局より説明してください。

○事務局（平山主任）

それでは議案第 5 号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、所有権移転 1 件、新規設定 24 件、再設定 20 件、計 45 件の申し出がありました。

議案書 20 ページの表は、所有権移転です。

千代田地区からの申し出がありまして、合計面積は 643 ㎡です。

議案書 22 ページの表は、新規設定です。

千代田・里垣・甲運・玉諸・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 31,040.5 ㎡です。

中段の表は、令和 5 年度の目標面積 119,200 ㎡に対し、設定面積は 158,769 ㎡、達成率は 133%です。

続いて 23 ページの表は、再設定です。

千代田・甲運・二川・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 33,804 ㎡です。

中段の表、令和 5 年度の目標面積 396,600 ㎡に対し、設定面積は 303,629 ㎡、達成率は 77%です。

24 ページ 1 番から 32 ページ 24 番は新規設定です。

33 ページ 25 番から 41 ページ 44 番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規就農者、甲府市に新規参入する法人の案件を読み上げさせていただきます。また、28 ページ 13 番は委員案件となっておりますので、後ほど審議をお願いします。

まず所有権移転の案件を説明します。21 ページ 1 番をご覧ください。

譲受人は、市内在住の〇〇歳で年間に〇〇日間、農業に従事しており、甲府市内で〇〇㎡を耕作しています。当該農地は、自己所有農地に隣接しており、経営規模拡大のため、所有権移転をすることになりました。利用目的は〇〇の栽培です。

譲り受け人は、認定農業者の認定を受けており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

続いて新規就農者の案件を説明します。

1 件目を説明します。24 ページ 1 番をご覧ください。

借り手は、市内にお住まいの〇〇歳です。令和〇年〇月から令和〇年〇月まで、〇〇県で〇〇のスクールに通い、山梨県に移住し令和〇年〇月から〇月まで〇、〇の週末スクールに通い農業技術を習得されました。当該農地では〇〇と〇〇を栽培する予定で、農産物は直売をする予定です。年間〇〇日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

2 件目を説明します。24 ページ 3 番と 25 ページ 4 番をご覧ください。

借り手は、〇内にお住まいの〇〇歳です。〇〇年ほど前から、〇〇の農業経営を手伝いながら〇〇の技術を習得しました。今後は〇内の農家のもとで学び、技術を高め

ていく予定です。当該農地では〇〇する予定です。年間〇〇日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

3 件目を説明します。25 ページ 5 番をご覧ください。

借り手は、市内にお住まいの〇〇歳です。平成〇年から令和〇年まで、〇〇に通い〇〇などの栽培技術を習得しました。卒業後は〇内の〇〇で〇〇を学び、令和〇年からは別の〇〇に勤務し、〇〇と〇〇の栽培をしています。当該農地では〇〇する予定です。年間〇〇日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

4 件目を説明します。26 ページ 7 番と 27 ページ 9 番をご覧ください。

借り手は、市内にお住まいの〇〇歳です。令和〇年〇月から〇内の〇〇で〇〇の栽培知識を学んでいます。当該農地では〇〇を栽培する予定です。年間〇〇日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

続いて甲府市に新規参入する法人の案件を説明します。

27 ページ 10 番をご覧ください。

借り手は、令和〇年〇月に設立した法人で、主に〇〇の生産と、生産した農産物を使用して〇〇の販売を行っています。法人収入の過半が農業収入であり、総議決権及び構成員の過半が農業に常時従事していることから、農地所有適格法人となります。他市で〇〇a 農地を借りて耕作しています。当該農地では〇〇を栽培する予定です。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

その他につきましては、議案書記載のとおりです。耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書 42 ページから 43 ページをご覧ください。

今月は 4 件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。

新規参入の案件について、原則、地元の委員さんに説明をいただくこととしております。それでは、利用権設定の 3 番から 5 番の案件について、里垣地区宮川委員から補足説明をお願いします。

○里垣地区（宮川委員）

まず、24 ページの 3 番の案件ですが、〇〇さんについては〇〇が〇〇賞を受賞するような優秀な人でして、ただ〇〇が病気がちで〇〇の人が管理していたんですが、その方も〇〇で出来ないからということで、〇〇さん、この方は〇〇で〇〇さんまで農家をや

っていて、本人の経験も十分あるので、推進委員の〇〇さんと技術指導しながら指導したいと思います。

つぎに、25 ページの 4 番の〇〇さんですが、〇〇さんがお亡くなりになってから、〇〇に除草剤で管理していただいていたのですが、今回〇〇さんと同様、〇〇さんをお願いすることになりました。

最後に、25 ページの 5 番の〇〇さんの〇を貸す〇〇さんですが、農業法人で農産物の栽培の経験も十分ですし、基本的な技術も高いので、〇〇さんも喜んでおります。〇〇さんについても支援していきたいと思います。

以上です。

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

つぎに、利用権設定の 7 番と 9 番の案件について、甲運地区小松委員から補足説明をお願いします。

○甲運地区（小松委員）

この案件の〇〇ですが、自分たちも関わりがなくて知らなくて、農地調査終了後、私と最適化推進委員と 3 人で面談をもちまして、本人からの意欲等を聞きました。地元の農業法人で研修をされていて、そこで指導してくれている人が農地を探してくれまして、この農地が決定しました。本人も結婚しておりまして、奥さんと一緒に〇〇が欲しいということで、軌道にのるように応援しております。

以上です。

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

つぎに、利用権設定の 10 番の案件について、玉諸地区落合委員から補足説明をお願いします。

○玉諸地区（落合委員）

ここはあまり広くはありませんが、目的の品種になっておりまして、すぐ収入につながるということです。借主さんの方も意欲的に取り組んでおりまして、今年は〇〇だったらいいんですけども、来年度からは自分のところで取り組み、非常に意欲的で問題はないかと思えます。

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりました。こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

それでは、採決をいたします。

議案第 5 号の案件のうち利用権設定の 13 番を除いた案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の方の賛成をいただきましたので、議案第 5 号の案件のうち利用権設定の 13 番を除いた案件について、決定して参ります。

報告第 5 号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

それでは、〇〇委員のご退席をお願いします。

【 〇〇委員 退席 】

つづきまして、議案第 5 号のうち、利用権設定 13 番の案件について、審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（平山主任）

28 ページ 13 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による借手の要件を満たしております。以上です。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。

こちらも事前にご質問等ありませんでしたので、採決をいたします。

議案第 5 号のうち、利用権設定 13 番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 賛成多数 》

ありがとうございます。

賛成多数ですので、この案件について、決定して参ります。

それでは、〇〇委員はご着席をお願いします。

つぎに議案第 6 号 令和 6 年 3 月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認についてと、関連がありますので、議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成については一括して審議いたします。それでは議案第 6 号及び議案第 7 号について、事務局より説明してください。

○事務局（平山主任）

中間管理機構を利用する案件について説明させていただきます。

議案書 44 ページをご覧ください。

議案第 6 号で貸し手から農地中間管理機構への農用地利用集積計画、議案第 7 号で農地中間管理機構から担い手への農用地利用集積等促進計画に分かれています。関連がありますので、一括して説明させていただきます。

議案書 44 ページをご覧ください。〇〇地区の貸し手から農地中間管理機構への貸出の申し出が 1 件あり、面積は〇〇㎡です。

議案書 45 ページ 1 番をご覧ください。記載のとおり、貸し手から農地中間管理機構へ農地が集積されます。貸し手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

続いて、議案書 46 ページ 1 番をご覧ください。農地中間管理機構に集積された農地が記載のとおり、借り手へ転貸される予定です。

借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

続いて、議案書 46 ページ 2 番をご覧ください。この案件は、山梨県の補助事業「機構借受農地整備事業」を活用する予定となっております。今回の総会で農用地利用集積計画が決定され、農地中間管理機構が借り受けた後、「機構借受農地整備事業」により除草や雑木の抜根を行い営農できる環境を整えます。事業完了後、議案書 46 ページ 2 番の「農用地利用集積等促進計画」のとおり、農地中間管理機構から耕作者へ転貸されます。

所有者から農地中間管理機構への貸付開始日は令和〇年〇月〇日で、農地中間管理機構から耕作者への転貸開始日は令和〇年〇月〇日になります。そのため、耕作者が借り受けるまでの〇ヶ月分の賃料は免除としております。

議案第 7 号 1 番と 2 番の借り手は同じであり、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

事務局から説明が終わりました。

こちらでも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第 6 号及び議案第 7 号について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の賛成をいただきましたので、議案第 6 号と議案第 7 号については決定してまいります。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

○玉諸地区（落合委員）

今現在、〇〇に耕作放棄地になりそうな農地がありまして、剪定の時期も迫っており、〇〇もかかっています。どなたかに貸し出せないと来年度になると耕作をするのが無理ではないかという土地がありますが、耕作をしている人が急な入院で耕作ができなくなり、私が一年だけでも借りてくれる人を探しましょうかと提案していますが、一週間もたてば直るから大丈夫だと言って受け付けてくれません。本人の状態からしてとても無理だと思いますが、〇〇や〇〇もノータッチでお手上げ状態です。

弁護士に頼むなど何か良い方法はないでしょうか。

○山城地区（西名委員）

その方は、農協の組合員ですか。また共選にも出していましたか。

○玉諸地区（落合委員）

はい。

○山城地区（西名委員）

地元の果実部会とか農協の部会があるので、農業委員や推進委員さんと一緒に農協に相談するのが良いと思います。農業委員だけではなかなか借り手もみつからないので、農協とのつながりを持ちながら借り手を探すといいと思います。

○右左口・上九地区（佐々木委員）

同様の案件に携わったことがあります。同級生や友人から本人を説得してもらったり、借り手については人の輪を使って皆さん総出で探していくしかないです。自分一人で抱え込まないのが大事です。

○議長（柿嶋会長）

落合委員、参考になりましたか。

○玉諸地区（落合委員）

はい、ありがとうございます。

○議長（柿嶋会長）

他にはいかがでしょうか。

《 質問・意見無し 》

【5. 総会閉会の宣言】

それでは以上をもちまして、2月定例総会を終了いたします。お疲れ様でした。

午後3時00分閉会